

四日市市市民協働促進条例

逐条解説

【前文】

私たちのまち四日市市は、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定し、市民、市議会及び市の執行機関が相互に協力しながら、豊かな地域社会の実現を目指してきました。

これまで、市内では、地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。その一方で、子育て支援・福祉・防犯・防災の分野をはじめ多くの場面で、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えています。

こうした意識の高まりによって始まった市民活動が、さまざまな担い手の支え合いのもとでさらに広がり、持続的なものとするのが求められています。これからは、市民活動への参加、参画、さらには、市民と市との協働により、お互いが支え合う必要があります。

市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに「四日市市市民協働促進条例」を制定します。

【 解 説 】

地方分権が進み、地域のことは地域住民が決定し、個性的で豊かな地域社会を築くことが求められています。このような状況下においては、公共的な課題の解決は、市の執行機関が行政サービスの一環として行うものという考え方から、地域住民も「公共の担い手の一人」として共に取り組むものであるとの意識の転換が必要です。四日市市は、地方自治の本旨に基づく市民自治を実現すべく、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定、平成17年9月1日から施行し、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んでいます。

市内では、自治会や地区社会福祉協議会、老人会、PTA等がまちづくりを支えています。また、NPO、ボランティア団体等の地域に根ざした市民協働を進める活動も大きな広がりを見せています。

市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動が公共の場で果たす役割は大きいものがあり、これを持続的に発展させるため、また、市民自治基本条例の基本理念である「市民自治の実現」を実効性あるものとするためにも、市民協働の促進を図るしくみを定める必要があります。そこで、本市では市民との協働を進めるために、この条例を制定しました。

ここでは、前文として条例制定の背景及び趣旨を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性に鑑み、本市における市民活動を持続的に発展させるために市民協働の促進を図り、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

【 解 説 】

市民の行政への参画意識や社会貢献意識の高まりによって始まった市民活動は、公共の場で重要な役割を担っています。そのため、市民、市民活動団体、事業者、市の執行機関、市議会が、それぞれの役割分担の中で協力、連携し、四日市市が誰もが暮らしやすいまちとなるよう市民活動を促進していく必要があります。

この条では、条例制定の目的を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市内に存する会社、営業所、工場等をいう。
- (3) 市民活動 市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 市民活動団体 地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (5) 市民協働 市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいう。

【 解 説 】

この条例でよく使用する用語の意味を明確にしています。

言葉だけでは分かりにくい「市民活動」、「市民協働」とは何かということや、本市の施策は、本市内の事業所や学校に通勤・通学する人も対象となるものもあることから「市民等」という用語を定義しています。

なお、第4号の地縁団体、NPO、ボランティア団体とは、次のものをいいます。

- ・ 地縁団体・・・自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体。
- ・ NPO・・・「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称。この条例では、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。
- ・ ボランティア団体・・・社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体。
- ・

(基本理念)

第3条 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。）第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。

2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。

3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

【 解 説 】

地方自治の本旨に基づく市民自治を実現すべく制定した「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」は、市民、市の執行機関及び市議会が各自の持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を活かしつつ足りない部分を補いあうことにより、いろいろな課題の解決を図り、市民参加の下に、差別の無い、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。この基本理念に基づいて、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が対等な立場で、お互いの特性を理解し、それぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組む必要があることを明確にしています。

また、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主・自立して活動することを理解・尊重し、活動に対して干渉、自立性の阻害等を行わないこと、支援内容・手続き方法等について情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることを明確にしています。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

【 解 説 】

市民協働の担い手である市民の皆さんは、まちづくりにおいて市民協働の果たす役割を理解し、一人ひとりが連携、協力しながら自主的に市民活動や市民協働に参加する必要があります。また、第11条に規定する「市民協働に関する計画」の策定時のパブリックコメントに意見を提出いただくなど、主体的・積極的に参画するよう努めることが必要です。

この条では、市民協働を促進するうえで必要な市民の役割を定めています。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

【 解 説 】

市民活動団体は、市民主権の理念のもと、公の利益を目的として、自主的に活動を行いますが、市民協働の促進にあたっては、団体に関する活動・運営に関する情報などを外部に提供するなど、より多くの市民の皆さんに理解され、受け入れられるよう努める必要があります。

この条では、市民協働を促進するうえで必要な市民活動団体の役割を定めています。

(議会の役割)

第6条 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

【 解 説 】

市民自治基本条例第14条第2項において、「市議会は、市民参加を推進するため、市民の意見を市議会運営に反映させることを目的とする制度その他の市民参加にかかる制度を導入するよう努めるものとします。」と規定しています。この四日市市市民協働促進条例においてもその趣旨を汲み、市議会は、市民参加、市民協働を促進するための制度の導入に努める必要があります。

この条では、市民協働を促進するうえで必要な市議会の役割を定めています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

【 解 説 】

本市内に営業所や工場などを有する事業者は、地域社会の一員として、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性を理解し、施設・設備の提供、資金援助などのほか、従業員の市民活動への参加に配慮するなど、自主的に市民協働の促進に協力するよう努める必要があります。

この条では、市民協働を促進するうえで必要な事業者の役割を定めています。

(市の役割)

第8条 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

2 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

【 解 説 】

市は、市民等の市民活動に関する満足度を高めるため、次条以下に規定する市民活動の総合的な窓口の設置、市民等、市民活動団体及び事業者への積極的な情報提供、活動拠点の整備、財政的支援などの各種施策を実施し、地方自治の本旨に基づく、市民自治が実現されるように努める必要があります。

また、市職員は、市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを理解し、本市における市民活動を持続的に発展させるために、市民として市民活動に主体的・積極的に参画するよう努め、市民協働を促進しなければなりません。このため、市は市職員に対して市民協働についての啓発や研修等を実施し、その知識や能力の向上を図るとともに、積極的な市民活動への参加を促すなど、その重要性を認識させる必要があります。

この条では、市民協働を促進するうえで必要な市の役割を定めています。

(市の施策)

第9条 市は、市民協働を促進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者に対し情報の提供を行い、並びに市民活動団体に対し活動場所の提供及び財政的支援等適切な施策を実施するものとする。

【 解 説 】

第8条で規定する市の役割を果たすため、必要となる基本的な施策を実施することを規定しています。市民活動を総合的に担当する窓口の設置のほか、市民等、市民活動団体、事業者への市民協働に関する情報の提供や情報交換、交流の拠点となる活動場所の提供や市民活動を活性化するための資金面での支援などを行うことを明らかにしています。

(参入の機会提供)

第10条 市は、市民協働を促進するため、市民活動団体が専門性、地域性等の特性を生かすことができる分野において、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

【 解 説 】

市は、市民協働の促進を図るため、市が行う事業のうち、市民活動団体等の持つ専門的知識・技術や、地域に密着し、地域事情に明るい特性を活用することにより、サービスの向上が期待できる分野のものについて、市の行う事業の業務委託等への参入機会の確保に努める必要があります。

(計画の策定)

第11条 市長は、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画（以下「市民協働促進計画」という。）を定めるものとする。

【 解 説 】

市長は、第8条の「市民活動を促進する施策」を総合的かつ計画的に実施することにより市民協働の促進を図り、「市民自治が実現されるよう」にするため、市民協働促進計画を策定することを定めています。

この計画は、本条例を実効性あるものとするために策定するもので、市民協働の促進に関する基本方針、目標、具体的な施策などを定めます。

(市民協働促進委員会)

第12条 市は、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するため、四日市市市民協働促進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 前条に規定する市民協働促進計画の検証に関すること。

(2) その他市民協働の促進に関する重要事項に関すること。

3 委員会は、前項に定めるもののほか、市民協働の促進に関し必要と認めた事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

【 解 説 】

市民協働の促進にあたって必要な事項を調査、審議するため、四日市市市民協働促進委員会（以下「委員会」といいます。）の設置、組織・運営についての基本的事項を規定しています。

第1項において、委員会の設置の趣旨を規定しています。

第2項において、委員会は、市民協働促進計画の進捗状況を検証すること、及び市民協働の促進に関する重要事項についての市長からの諮問に対して調査審議を行い答申すること、を規定しています。

第3項において、市長からの諮問以外にも、委員会として市民協働の促進に関して必要であると判断した事項については、調査審議を行い、市長に意見を申し述べることを規定しています。

第4項において、委員会の委員の構成人数は、最大10人とすることを規定しています。

第5項において、委員の任期を規定しており、2年間の任期満了後の再任を可としています。また、欠員が生じた場合、補欠の委員を選任できますが、その任期は前任の委員の任期満了までの期間となります。

第6項において、委員会の組織、委員の任期、委員長等の選任、会議、事務局の設置等、運営に必要なことを規則で定めることを規定しています。

(団体等の届出制度)

第13条 市は、市民協働の促進、市民活動団体との連携及び情報の共有等の活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の届出制度を設ける。

2 市民活動団体は、別に規則で定める要件を備えることにより、市に届出をすることができる。

【 解 説 】

市民協働によるまちづくりを行うにあたっては、市民活動団体が個別に活動するより連携して活動するほうが、より効果的な場合があります。市へ市民活動団体の届出をすることで、市及び他の市民活動団体との情報共有を始め、他の市民活動団体との交流・連携、市民等や他の市民活動団体への情報発信が容易になること等により、活動の活性化につなげることができます。そのため、市民活動団体の届出制度を設けることとしました。ただし、市へ届出をしなければ、市民活動を行えないということではありません。

なお、届出をするために必要な市民活動団体の人員数や事業内容等の具体的な要件や、届出方法等の手続き、地縁団体やそれに類似する団体の位置づけ、市民活動団体の名簿の公開等については、別に規則で定めることとしています。

(活動拠点の整備)

第14条 市は、市民協働の活性化のため、活動の拠点となる施設の充実を図るものとする。

【 解 説 】

市民協働を活性化するためには、市民活動団体が活動する拠点が必要です。そのため、市は、市民等や市民活動団体が会議や打ち合わせを行う施設の充実を図るとともに、会議資料作成のための事務用機器の設置等、市民協働の活性化のための環境整備に取り組むものとしします。

現在、市民活動団体の活動を支える施設として、市民活動センター（なやプラザ）がありますが、地域におけるまちづくり活動の支援も大切であることから、既存の公共施設等の有効活用を検討する必要があります。

(財政的支援)

第15条 市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、基金制度等を整備し、財政的支援をするよう努めなければならない。

【 解 説 】

市民活動団体が活動を行ううえで課題となるもののひとつに、活動資金の確保があります。市民活動団体が、自主性・自立性を保ちながら公共的課題を解決するために行う活動に対して、市は、例えば、基金制度等を整備して補助金を交付し、適切に資金援助を行うよう努力する必要があることを規定しています。

(情報公開等)

第16条 市は、市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

2 市は、第11条に規定する市民協働促進計画及びその実施状況を公表しなければならない。

3 市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。

【 解 説 】

市及び市民活動団体の情報公開について規定しています。

第1項において、市は、市民協働に関する各種の情報について、広報よっかいちや市ホームページへの掲載、市民活動センターや地区市民センターへの掲示など、内容等に応じて効果的な方法で情報提供を行うことを規定しています。また、市民活動団体同士の意見交換、情報交換の場を設けるなど、市民協働の促進を図るための情報の共有化を図ることを規定しています。

第2項において、市は、市民協働促進計画の内容や、その進捗状況などを、上記と同様に市民等に広く公表することを規定しています。

第3項において、市民活動団体は、公の利益を目的として自主的に活動を行う団体であることから、公正・公平な活動・運営を行うとともに、市民に理解が得られるように、団体の活動及び運営状況に関する情報を公開するよう、努力する必要があることを規定しています。

(条例の見直し)

第17条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

【 解 説 】

先に制定された四日市市市民自治基本条例（理念条例）においても、条例の見直し規定を置いています。これは、最近の社会情勢の動きが急であり、地方分権の進展に伴い、市民の皆さんの意識も変わりつつあるために置かれたものです。

この四日市市市民協働促進条例においても同様に、市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適切かどうかを検討することとしました。また、検討の結果、条例の改正などが必要であれば、適切な措置を講じなければならないこととしました。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

【 解 説 】

この条例の施行に必要な規則の制定を、市長に委任する規定です。